

排ガスの自主規制値（公害防止基準）を設定しました

ふじみ野市と三芳町は、広域ごみ処理施設を整備するに当たり、環境及び安全性等に配慮した施設づくりを推進する上で重要となる公害防止基準を適正に定めるため、公害防止検討委員会を設置し、検討してまいりました。

《検討委員会組織》

- 学識経験者 1名
- 周辺の地域を代表する者 4名
- 市及び町職員 2名
- 市長が必要と認める者 2名

《検討委員会開催回数》

- 4回にわたり、多方面から検討を行いました。

《排ガスの自主規制値設定の考え方》

- 国及び埼玉県の規制を遵守する。
- 排ガスによる環境の負荷を低減する。
- 環境への負荷を低減する前提において経済性に配慮する。

《結論》

- 学識経験者や地域を代表する方々と環境や住民要望等に配慮した安全な施設を建設する上で、住民の意見も取り入れ、国・県の基準は基より、近隣の自主規制値を参考にしつつ、次のように設定しました。

自主規制（公害防止基準）値

項目	単位	法規制値 ^{※1} (大気汚染防止法等)	県規制値（上乘せ） (埼玉県生活環境保全条例等)	新施設 自主規制値
ばいじん	g/m ³ N	0.08以下	—	0.01以下
硫黄酸化物	ppm	1,900ppm	—	20以下
塩化水素	ppm	430以下	123以下	20以下
窒素酸化物	ppm	250以下	250以下（排出基準） 180以下（指導基準）	50以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1以下	—	0.01以下

※1 根拠法令 大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法